

仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約) 市川市自転車等駐車場入退場管理装置等賃貸借
(八幡第2地下駐輪場)
2. 賃貸借期間 令和7年10月1日から令和13年9月30日まで
3. 施 行 場 所 八幡第2地下駐輪場(市川市八幡3丁目1343番7)
別紙1のとおり
4. 納 入 期 限 令和7年9月30日
5. 賃貸借物件及び数量は別紙2のとおりとする。
6. 設置機器の仕様
別紙2にて記載の製品型式番号は参考品番であり、事前に性能を確認するため、設置する機器のカタログ又はメーカーの証明書等を、「市川市一般競争入札参加申請書」に添付し、入札書類提出期限までに交通計画課(駐輪・駐車施設担当)に提出することとする。
参考品番の製品を選択する場合も同様とする。
7. 賃貸借物件の機器の性能・規格
別紙3-1及び別紙3-2のとおり設置するものとする。

(1) 入口/出口用ゲート
 - ①非電力式回転ゲート(非動力)とする。
 - ②自転車等駐車場の入退場箇所にゲートをそれぞれ設置し、利用者が回転ゲートを押し、入退場できるものとする。
 - ③不正な入退場、利用料金不払い等、不正利用を防止するため、前後2枚の回転ゲートが回転し、一方のゲートが開くとき、もう一方は締まるようになっている構造で、2台以上の同時通過を防ぐことができるものとする。
 - ④ゲート出入口付近では渋滞しないよう、1分間あたり10台以上の処理能力を有するものとする。尚、不正利用防止の為ゲートの解放モード等を、使用してはならない。
 - ⑤モーターが原因となる、挟まれ事故等を防止するため、電力を使わずに利用者が回転ゲートを押すことで、誰もが安全に入退場可能なものとする。
 - ⑥停電等または災害等の緊急時には、回転ゲートが自動的にロックを解除し、利用者の入退場の妨げにならないよう配慮された仕組みであること。
 - ⑦回転ゲートは一方向のみ回転し、逆回転しない(入場口から退場できない)ものとし、1台通るごとに180度回転するものであること。

（２）入口発券機

- ①入口用ゲート手前に設置すること。
- ②入場の際、ボタン操作等により短時間で一時駐車券を発券できること。
- ③後述（４）二輪車識別機との連動により、自転車、原付等バイクの入場無しには、一時駐車券が発券できない仕組みを有すること。（不正利用防止の為）
- ④入場日時が記録された、一時駐車券が発券できること。
- ⑤操作手順が自動アナウンスされること。
- ⑥発券された駐車券を受け取ること、又は事前に定期利用料金を支払った利用者の持つ市指定のＩＣカードをかざすことで、入口用回転ゲートが開錠できるものとする。

（３）出口精算機（定期利用併用）

- ①出口用回転ゲート手前に設置すること
- ②１，０００円紙幣、５００円硬貨、１００円硬貨、５０円硬貨、１０円硬貨が使用でき、つり銭機能（硬貨は循環式）を有すること。
- ③領収書が発行できること。
- ④操作手順が自動アナウンスされること。
- ⑤キャッシュレス決済が可能なシステムとすること。
- ⑥ジャーナルは現金支払とキャッシュレス決済との、金額及び件数を区別して表示できること。

（４）二輪車識別機

機器上のどこを通過しても、歩行者、自転車、原付バイク等それぞれの識別が高精度かつ安全に感知できるものとする。

（５）満空灯

視認性を考慮し、表示部はＬＥＤ方式のものとする。通常時は「空」と表示し、それぞれの駐輪場にあらかじめ設定された台数が入庫した場合（満車時）は「満」と表示すること。

また、二輪車識別機との連動により、自転車・原付バイク等、それぞれの入場状況も表示可能なものとする。

（６）自転車ガイド

機器の設置に合わせ、ゲート通行路の確保及び、機器周辺に歩行者等が進入することを防止する目的に設置するものとする。

（７）利用案内看板

利用者が容易に発券機、精算機の使用方法や操作手順を理解できる説明が記載されたものであること。なお、表示内容については、事前に市の承認を得るものとする。

(8) 歩行者通路（利用者通行用柵）

駐輪場内への自転車・原付バイク等の入出を防ぎ、歩行者のみが通行可能な通路であること。

(9) 路面標示ステッカー

ゲート進入方向をわかりやすく表記したデザインの床面貼り付けシートとする。

(10) 監視カメラ・カメラ用ポール

精算機付近に1台を設置する。

昼夜共、又逆光などの条件下でも明瞭な画像でカラー録画が可能なシステムとすること。

(11) オートフォン・オートフォンBOX・サテライトBOX

入退場や精算機での支払いトラブルに対応するため設置するもの。

8. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを提出期限までに提出すること。

番号	納品ドキュメント	提出期限
1	機器配置図、施工図等	契約日から14日以内
2	体制図（納入後の連絡先を含む）	契約日から14日以内
3	賃貸借物件に関する取扱説明書	「4. 納入期限」のとおり
4	賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）	「4. 納入期限」のとおり
5	納入物件一覧	「4. 納入期限」のとおり

9. 契約不適合責任

契約約款の定めにかかわらず、賃貸借の開始日から起算して1年以内の間に賃貸借物件に契約不適合があった場合は、賃借人は、賃貸人に対し補修を求め、若しくは補修費用とともに損害の賠償を請求することができるものとする。なお、補修は、賃貸人の負担により行うものとする。

10. 動産総合保険の付保

契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保する。

11. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

12. 秘密の保持

賃貸人は、この作業により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様する。

1 3. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

1 4. 賃貸借物件の撤去

賃貸借期間満了後、賃借人からの指示があった場合は、賃貸人の負担により賃貸借物件を撤去することとする。ただし、市川市が賃貸借物件の再リースを申出たときは、これに応じるものとし、当該賃貸借期間満了後に賃貸人の負担により賃貸借物件を撤去することとする。

1 5. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、賃借人、賃貸人双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 契約の履行上疑義が生じた場合は、賃貸人は市川市と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 機械警備・保守点検・料金徴収等については「市川市自転車等駐車場入退場管理装置」に係る委託業者と調整を行うこと。
- (4) 賃貸人は暴力団等排除に係る契約解除に関する特約事項を遵守すること。



○八幡第２地下駐輪場

品名	メーカー	製品型式番号 (参考品番)	点検頻度	数量
入口サイクルンゲート	東海技研	GBRT-20	６Ｍ	１台
出口サイクルンゲート	東海技研	GBRT-20	６Ｍ	１台
入口発券機	東海技研	TKPL-10	６Ｍ	１台
出口精算機	東海技研	GAPL-10	６Ｍ	１台
二輪車識別機	東海技研	BDRF-10	６Ｍ	１台
満空灯	東海技研		６Ｍ	１式
自転車ガイド	東海技研		目視※	１式
利用案内看板(入口)	東海技研		目視※	１台
利用案内看板(出口)	東海技研		目視※	１台
利用案内看板(機器付近)	東海技研		目視※	２台
歩行者通路	東海技研		目視※	１式
路面標示ステッカー	東海技研		目視※	１式
監視カメラ	東海技研		１Ｙ	１台
カメラ用ポール	東海技研		目視※	１台
オートフォン及びオートフォン BOX	東海技研		１Ｙ	１台
サテライト BOX	東海技研		目視※	１台

※①工事範囲はゲート設置部分コンクリート基礎工事、埋設配管工事は含まない。

※②カメラ設置位置から録画機器までの配管工事は含まない。

※③機器設置に伴う配線材料費、部材等運搬費、工事、安全対策費を含む。

なお、機器に関しては賃借人の指示に従うこと。

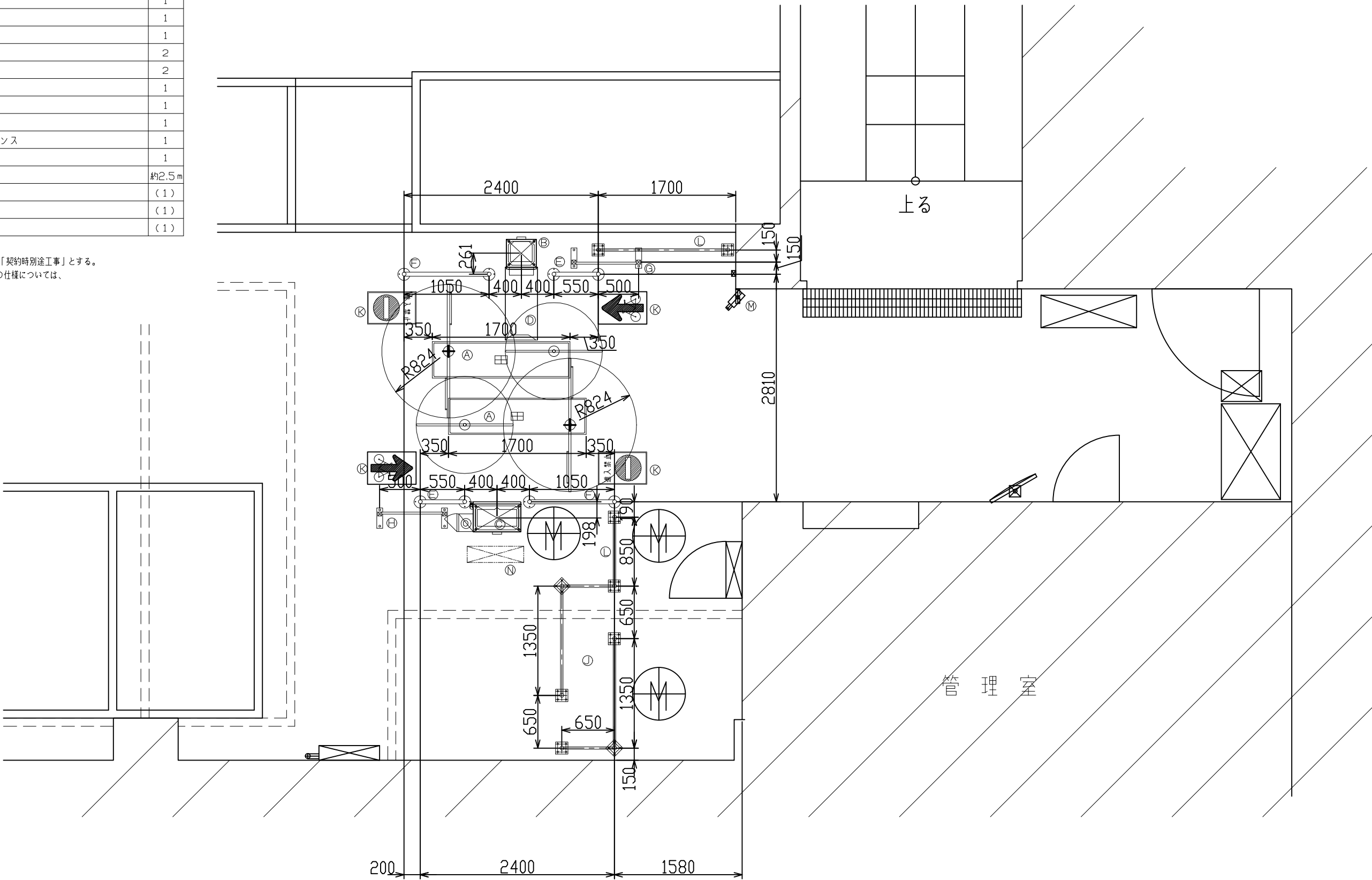
※④賃貸借期間終了後の機器の撤去・現状復帰に係る経費を含む。

なお、撤去に関しては、賃借人の指示に従うこと。

※⑤仕様書中の製品については同等品以上ものとし、上記以外の機種を選定する場合は、事前に市の承認を得ること。

機材名		
記号	品 名	数量
Ⓐ	サイクルンゲート	2
Ⓑ	入口発券機	1
Ⓒ	出口精算機	1
Ⓓ	二輪車識別器	1
Ⓔ	自転車ガイド	2
Ⓕ	自転車ガイド	2
Ⓖ	入口利用案内看板	1
Ⓗ	出口利用案内看板	1
①	満空灯	1
②	人用通路・メッシュフェンス	1
Ⓚ	路面標示ステッカー	1
Ⓛ	メッシュフェンス	約2.5m
Ⓜ	監視カメラ	(1)
Ⓝ	サテライトBOX	(1)
Ⓞ	オートフォンBOX	(1)

- ※注
1. 警備関係の（ ）内数量については「契約時別途工事」とする。
 2. サテライトBOX及びオートフォンの仕様については、採用メーカーの仕様による。
 3. 満空灯位置は全体図参照の事。



図面名称	TITLE	八幡地下第2駐輪場		
		サイクルンゲート詳細図		
図番	DAG.NO.	TX2518-0004		
		改訂		